

蟹江町自殺対策計画

(第2次)

ささえあい みとめあい わかちあい

令和6年度～令和15年度
(2024年度) (2033年度)



蟹江町

目次

第1章 計画策定の趣旨

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定プロセス	3
5	第1次計画の目標評価	4

第2章 自殺の現状

1	わが国の自殺の現状	6
2	蟹江町の自殺の現状	9
3	関係機関・団体へのヒアリング結果	13
4	計画の見直しのポイント	15

第3章 自殺対策の取組

1	基本理念	16
2	施策の体系	17
	基本施策1 生きることの促進支援	18
	基本施策2 すべての住民を支える社会づくり	23
	基本施策3 こども・若者や家族、高齢者への支援	27
	基本施策4 自立生活への支援	32

第4章 自殺対策の推進体制等

1	計画の推進体制	34
2	自殺対策の取組目標	35

資料編

1	自殺対策基本法	36
2	自殺総合対策大綱（概要）	40
3	蟹江町健康づくり推進協議会設置要綱	42
4	蟹江町健康づくり推進協議会委員名簿	44



計画策定の趣旨

近年、自殺は、「社会の問題」として認識されるようになり、社会的な取組が重要であると考えられています。2006（平成18）年10月に自殺対策基本法が施行され、社会的な取組が進められてきた結果、わが国における自殺者数は減少する傾向にありました。

しかしながら、その後、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等もあり、2020（令和2）年には小中高生の自殺が過去最高となるなど、依然、深刻な状況が続いているものと考えられます。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるため、自殺対策では、生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）を減らし、生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）を増やすことが重要とされています。また、自殺のリスクは決して他人ごとではなく、だれもが直面する可能性がある問題であるとの認識を広めていくことも大切です。

本計画は、2019（平成31）年3月に当町が策定した「蟹江町自殺対策計画」をベースに、現在の町の課題等を踏まえて見直したものです。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、施策を進めるために策定したものです。



2

第1章 計画策定の趣旨



計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定した計画であり、国の「自殺総合対策大綱」及び「第4期愛知県自殺対策推進計画」を踏まえて策定した計画です。

本計画は、第5次蟹江町総合計画の分野1「子育て・健康・福祉」における自殺対策を進める個別計画として位置づけられます。また、かにえ活き生きプラン21、地域福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など、当町の関連計画との整合性を図って策定した計画です。

3

第1章 計画策定の趣旨



計画の期間

本計画の期間は2024年度から2033年度までの10年間とします。中間年度である2028（令和10）年度には中間見直しを行います。

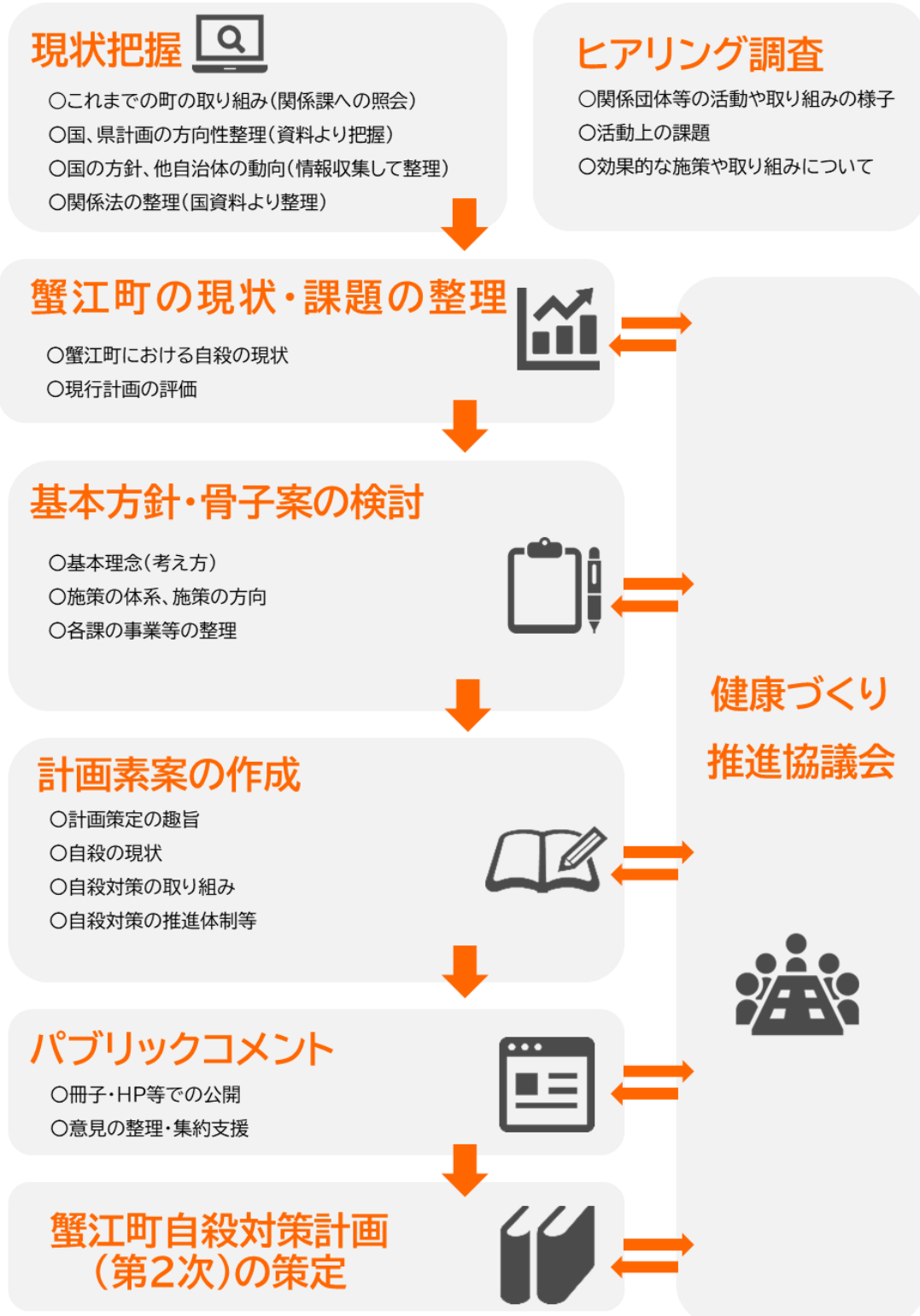
また、本計画は、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」が改正された場合、必要に応じて見直しを行います。

2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度	2030 (R12) 年度	2031 (R13) 年度	2032 (R14) 年度	2033 (R15) 年度



計画の策定プロセス

本計画の策定プロセスは以下の通りです。





第1次計画の目標評価

(1) 自殺死亡率

国は、2026年の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を、2015年と比べて30%以上減少させることを目標として設定しています。当町では、その目標水準を踏まえ、2026年の自殺死亡率を13.0以下（2015年の70%相当）、第1次計画の最終年度である2023年度の自殺死亡率を14.9以下（2015年の80%相当）として取組を進めてきました。

現時点で確認できる最新のデータである2021年の当町の自殺死亡率は13.4であり、2023年の目標値を達成しています。

	2015年 (現状)	2021年 (現状)	2023年 (目標)	2026年 (目標)
国	18.5	16.4	—	13.0以下
愛知県	17.5	15.9	14.0以下	13.0以下
蟹江町	18.6	13.4	14.9以下	13.0以下

【自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数】

(2) 施策分野別の評価指標

第1次計画では、主な施策分野別に目標数値を掲げて取組を進めてきました。民生児童委員協議会への参加、自殺対策推進会議、こころの体温計総アクセス数以外の項目は目標を達成しています。

主な施策分野	指標の内容		第1次計画 策定時 (実績)	2023年 (目標)	2023年 (実績)
健康づくり活動／ 高齢者への支援	サロンの助 成団体数	介護支援課	6団体	増加	9団体
		蟹江町社会 福祉協議会	9団体		18団体
こころの健康 づくり	こころの健康づくり講演会		1回／年	現状維持	1回／年
	長寿会やサロンでの健康教 育実施		—	全ての場 で実施	全ての場で 実施
	商工会や町内企業等での 健康教育やメンタルヘルス チェックの実施		—	1回／年	1回／年

主な施策分野	指標の内容	第1次計画 策定時 (実績)	2023年 (目標)	2023年 (実績)
ネットワーク強化	自殺対策推進会議	—	2回/年	1回/年
	蟹江町健康づくり推進協議会	1回/年	現状維持	1回/年
	医療懇談会			
	民生児童委員協議会への参加	—	1回/年	不参加
人材育成	ゲートキーパー研修の実施 (住民、職員、関係機関対象)	—	1回/年	1回/年
	ゲートキーパー研修参加者アンケート実施「自殺対策に対する理解度が深まった」	—	70%以上	80%
住民への啓発と周知	広報誌・ホームページでの啓発 (9月と3月に実施)	2回/年	現状維持	2回/年
	街頭キャンペーンの実施	—	1回/年	1回/年
	啓発グッズの配布	—	毎年実施	毎年実施
住民への啓発と周知	こころの体温計総アクセス数	7,890件/年 (H29年度)	増加	6,556件/年 (2月末時点)
子育て世帯への支援	子育て世代包括支援センターの設置	—	設置	設置
児童生徒	養護教諭との連携会議	1回/年	現状維持	1回/年

1

第2章 自殺の現状



わが国の自殺の現状

(1) 自殺実態の分析について

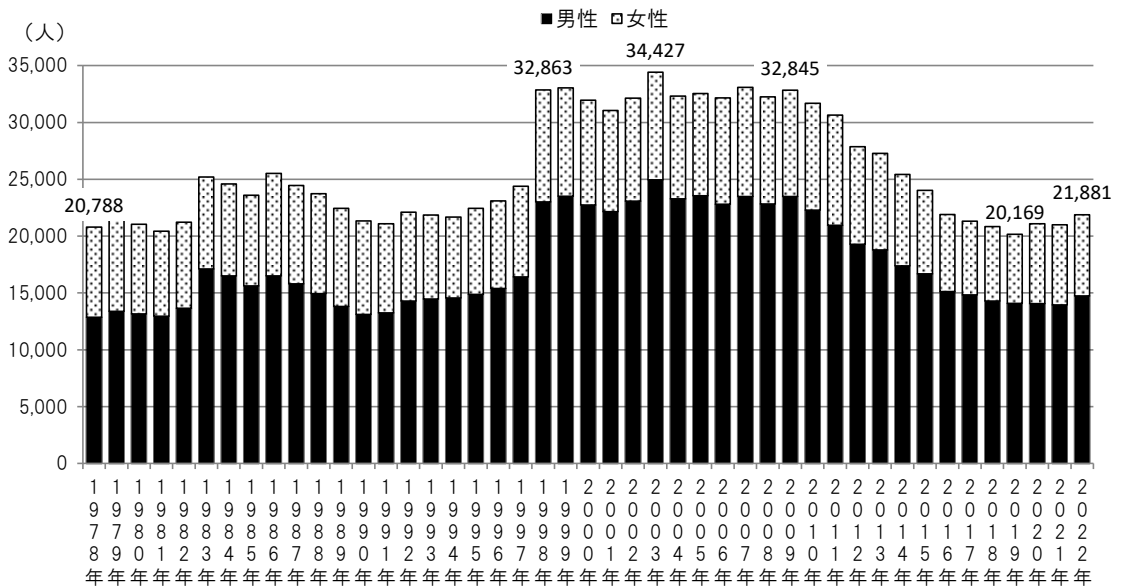
本章の分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました。なお、両者の統計には以下のような違いがあります。

- ①日本における外国人の取扱いの差異：「自殺統計」は、日本における日本人及び日本における外国人の自殺者数としているのに対し、「人口動態統計」は日本における日本人のみの自殺者数としている。
 - ②調査時点の差異：「自殺統計」は、捜査等により自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し計上しているのに対し、「人口動態統計」は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは原因不明の死亡等で処理しており、後日原因が判明して死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合は、遡って自殺に計上している。
 - ③計上地点の差異：「自殺統計」は、発見地に計上しているのに対して、「人口動態統計」は、住所地に計上している。
- 出典：厚生労働省「令和4年版自殺対策白書」

(2) 自殺者数の推移

国の自殺者数は1998年以降30,000人以上で推移してきましたが、2009年を境に減少傾向に転じ、2019年には20,169人と1978年以降で最も少なくなりましたが、2019年以降はやや増加傾向にあります。

図表1 自殺者数の推移

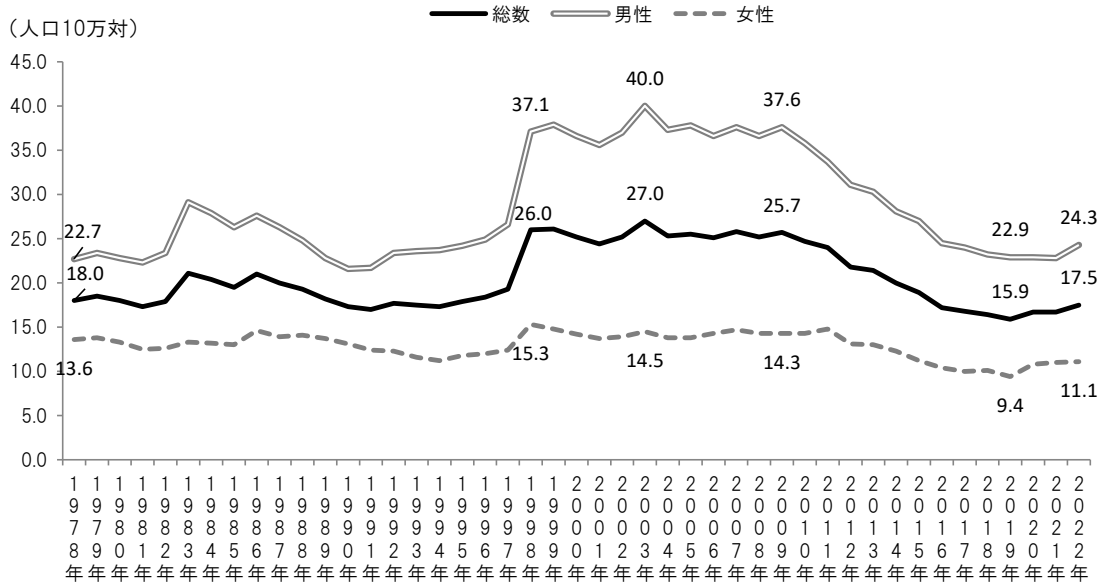


出典：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

(3) 自殺死亡率の推移

自殺死亡率は2009年以降2019年にかけて低下し、2019年には15.9と1978年以降で最も低くなりましたが、2019年以降はやや上昇傾向にあります。

図表2 自殺死亡率の推移

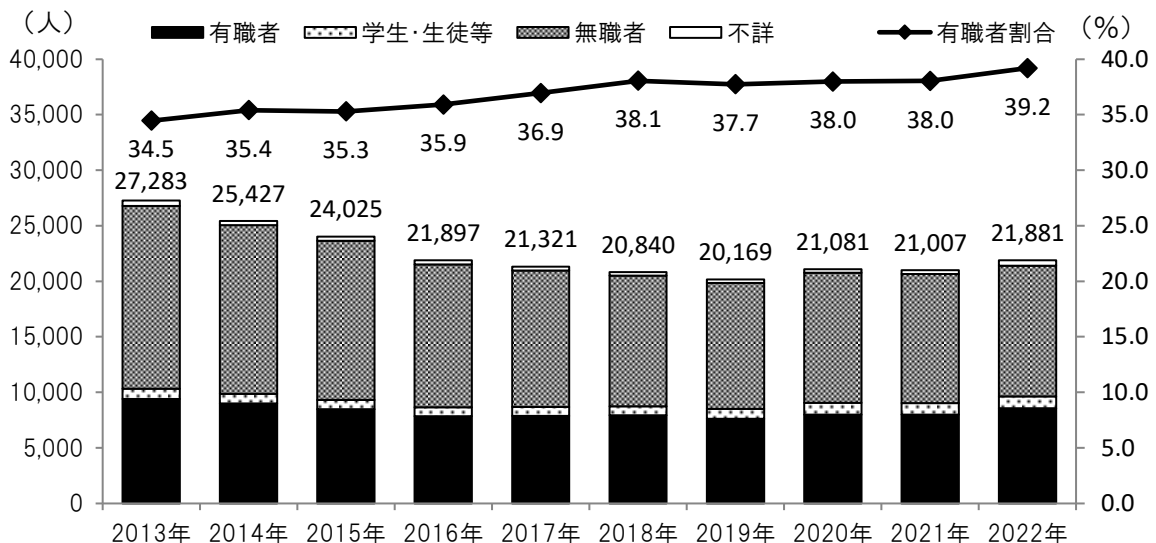


出典：警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」及び総務省「人口推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

(4) 職業別自殺者数の推移

自殺者数を職業別で見ると、いずれの年でも無職者が最も多くなっていますが、総数に占める有職者の割合が上昇傾向にあります。

図表3 職業別自殺者数の推移



出典：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

(5) ライフステージ別の死因

ライフステージ別の死因をみると、15歳から39歳まで「自殺」が第1位となっています。また、40歳から49歳では第2位、50歳から54歳では第3位となっています。

図表4 ライフステージ別の死因

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
15～19歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	心疾患	先天奇形, 変形及び染色体異常
20～24歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	心疾患	先天奇形, 変形及び染色体異常
25～29歳	自殺	悪性新生物<腫瘍>	不慮の事故	心疾患	脳血管疾患
30～34歳	自殺	悪性新生物<腫瘍>	心疾患	不慮の事故	脳血管疾患
35～39歳	自殺	悪性新生物<腫瘍>	心疾患	不慮の事故	脳血管疾患
40～44歳	悪性新生物<腫瘍>	自殺	心疾患	脳血管疾患	肝疾患
45～49歳	悪性新生物<腫瘍>	自殺	心疾患	脳血管疾患	肝疾患
50～54歳	悪性新生物<腫瘍>	心疾患	自殺	脳血管疾患	肝疾患
55～59歳	悪性新生物<腫瘍>	心疾患	脳血管疾患	自殺	肝疾患
60～64歳	悪性新生物<腫瘍>	心疾患	脳血管疾患	肝疾患	自殺
65～69歳	悪性新生物<腫瘍>	心疾患	脳血管疾患	肝疾患	不慮の事故
70～74歳	悪性新生物<腫瘍>	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故
75～79歳	悪性新生物<腫瘍>	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故
80歳以上	悪性新生物<腫瘍>	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎

出典：厚生労働省「人口動態統計」（2021年）

2

第2章 自殺の現状

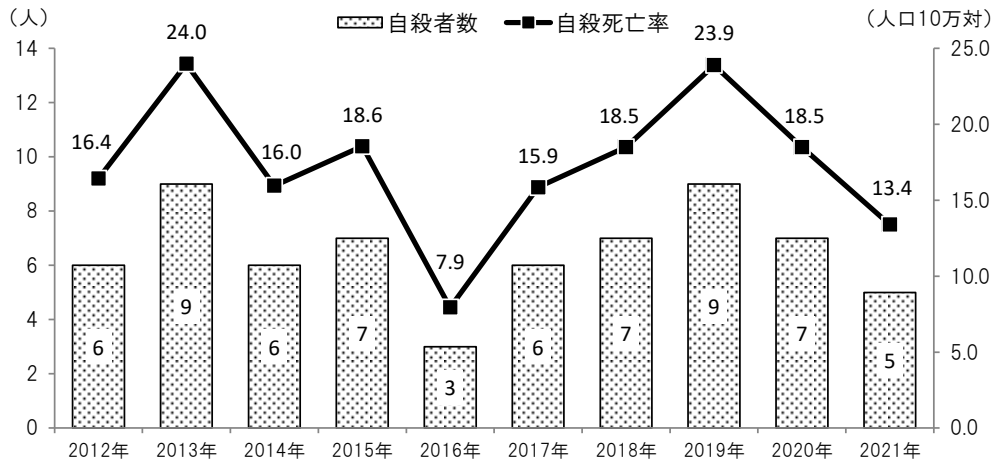


蟹江町の自殺の現状

(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

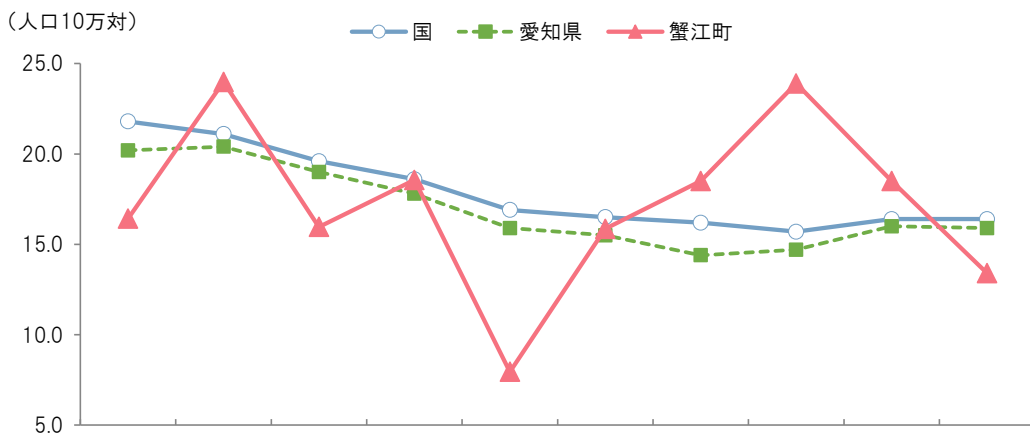
当町では、2012年から2021年までの10年間の自殺者数の合計は65人となっています（年間平均6.5人）。自殺死亡率は、増減を繰り返しており、2019年以降は減少傾向にあります。

図表5 自殺者数・自殺死亡率の推移



出典：いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）「地域自殺実態プロファイル 2022」

図表6 自殺死亡率の推移 <国・県との比較>



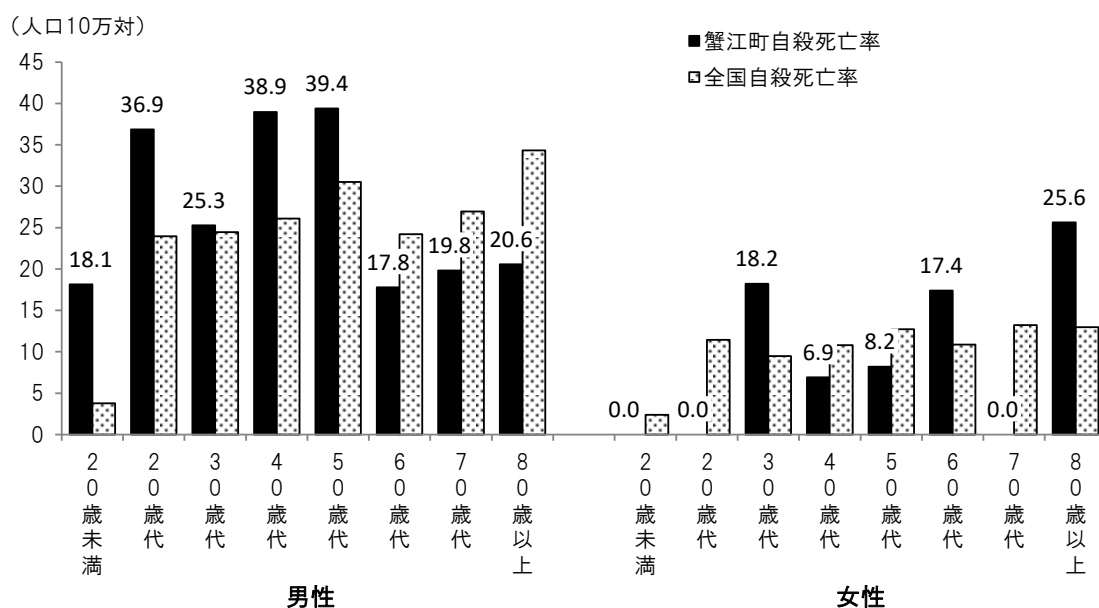
出典：いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）「地域自殺実態プロファイル 2022」

(2) 性・年代別の自殺死亡率

自殺死亡率を性・年代別で見ると、80歳以上を除くすべての年代において男性の自殺死亡率が女性より高くなっています。男性では50歳代(39.4)、40歳代(38.9)、20歳代(36.9)が高く、女性では80歳以上が25.6と最も高くなっています。

国と比較すると、男性の自殺死亡率は60歳未満の各年代では全国より高く、60歳以上の各年代では全国より低くなっています。

図表7 性・年代別の自殺死亡率 <国との比較>



出典：いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）「地域自殺実態プロファイル 2022」（自殺日・住居地、2017～2021年平均）

(3) 有職・無職別自殺者数

自殺者数（過去10年間の合計）を職業別で見ると、無職者が34人、有職者が29人となっています。

図表8 自殺者における有職・無職

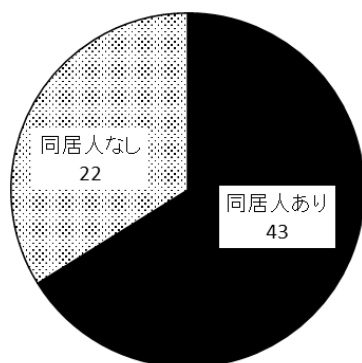
	自殺者数
有職者	29
無職者	34
不詳	2

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（2012～2021年合計）

(4) 同居の有無別自殺者数

自殺者数（過去10年間の合計）を同居の有無別で見ると、同居人ありが43人（66.2%）、同居人なしが22人（33.8%）となっており、同居をしていた人が全体のおよそ3分の2となっています。

図表9 自殺者における同居の有無



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（2012～2021年合計）

(5) 当町におけるリスクが高い対象群

2017年から2021年までの自殺者について、性別・年齢・職業・同居人の有無によって自殺者数を比較すると、「男性・40～59歳・有職・同居」が最も多くなっています。また、「男性・60歳以上・無職・同居」で自殺死亡率が135.2と高くなっています。

図表10 町におけるリスクが高い対象群

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位: 男性 40～59歳 有職同居	6	17.6%	28.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位: 男性 60歳以上 無職同居	3	8.8%	135.2	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位: 男性 40～59歳 有職独居	3	8.8%	71.4	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
4位: 男性 20～39歳 有職同居	3	8.8%	67.7	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位: 女性 60歳以上 無職同居	3	8.8%	58.9	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

出典：いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）「地域自殺実態プロファイル 2022」（自殺日・住居地、2017～2021年合計）

※順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

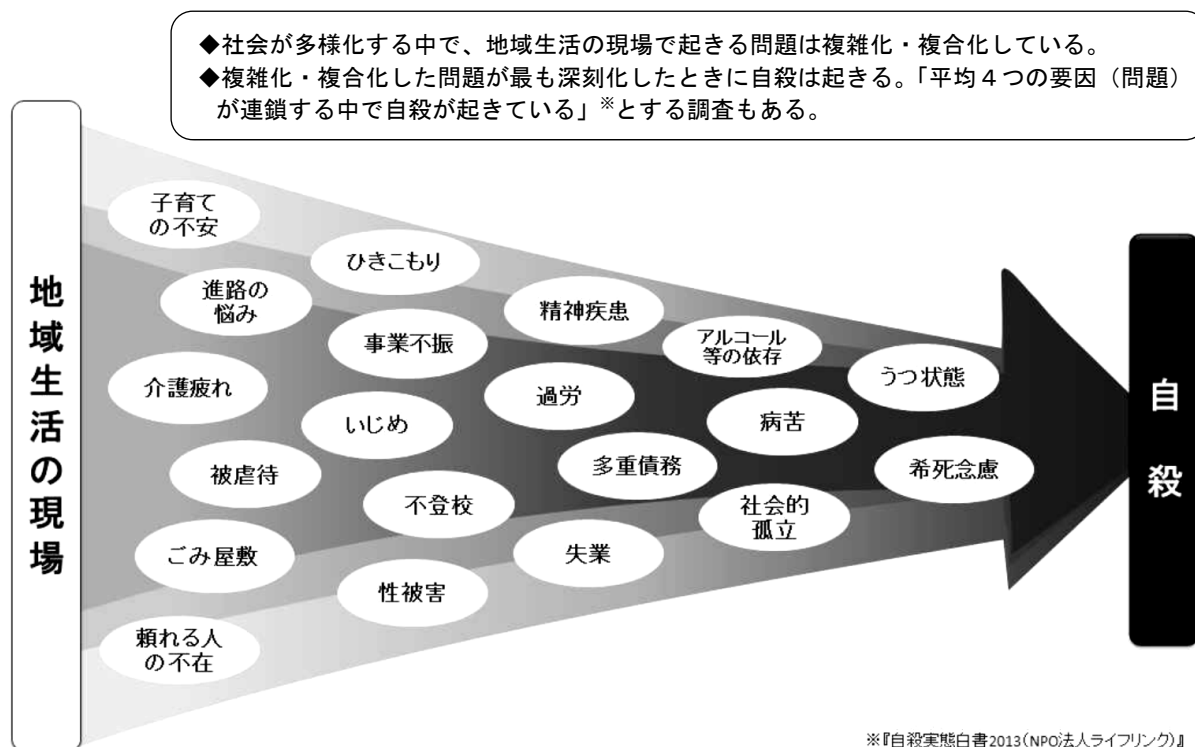
* 自殺死亡率の母数（人口）は令和2年国勢調査を基にJSCPにて推計した。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は「自殺実態白書 2013」（NPO法人ライフリンク）を参考に推定した。

自殺の原因や動機は、健康問題や勤務問題、生活問題等様々な問題が複雑に関係していることがわかっています。

そのため、関係機関と連携し、継続的に支援していくことのできる体制づくりを推進していく必要があります。

図表 11 自殺の危機要因イメージ図





関係機関・団体へのヒアリング結果

(1) ヒアリング調査の実施概要

自殺対策に関係が深い機関を対象に、ヒアリング調査を実施しました。実施概要は以下の通りです。

実施方法	①質問紙への記入を事前に依頼 ②ヒアリング会場にて直接意見聴取
ヒアリング 実施日	令和5年10月31日（1団体） 令和5年11月13日（3団体）
実施団体	・一般社団法人あいち福祉振興会 ・社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会 ・蟹江町消防署 ・NPO 法人海部南部権利擁護センター

(2) ヒアリング調査における主な意見

<他機関との連携の難しさ>

- どのタイミングでどの機関と連携すればよいのかがわからない。
- 他機関に引き継いだ後の状況がわからない。状況がわかると、今後の参考になると思う。
- 相談者の情報を集約する機関がどこかわからない。
- 他の機関との役割分担がわからない。相互に理解しあう機会がない。
- 緊急を要する場合に頼れる機関等を知りたい。
- 医療との連携ができていない。
- 相談者が他の機関に関わっている情報がわからない。

<困ること>

- 制度の狭間にある福祉ニーズに直面することがある。
- 相談員のメンタル面へのケアも必要である。
- 相談内容について、他機関にどこまで引き継いでよいものか戸惑う。
- 引き継ぐ際などに、どうやって相談者の情報を伝えるかに困る。

<工夫している取組>

- 施設内の職員間では、福祉クラウド等を活用して相談内容を共有している。
- 施設内で独自のチェックリストを作成して活用し、早期にリスクに気付

けるよう取り組んでいる。

- 心配な方には、「こころ、元気ですか？」カードを配布している。
- 話を聞く機会をつくり、途切れないよう、つながりを持ち続けることを意識している。

<行政への期待>

- 情報共有や連携については、指針の作成や定例的な会合などがあるとよい。
- 担当課を中心に、各機関がネットワークを形成する必要がある。
- 職員のメンタルヘルスのケアへの支援、町民を対象とするゲートキーパー養成講座の実施など。



計画の見直しのポイント

(1) 重層的支援体制を踏まえた相談事業の充実

自殺を予防する上では、悩みを聴き、問題解決を支援できる相談体制の充実が必要です。当町においては、利用者の属性などを問わない総合的な相談窓口の整備を進めています。本計画の見直しにおいては、この重層的支援体制の整備の視点を踏まえていく必要があります。

(2) ゲートキーパー養成の強化

専門的な相談機関による支援だけでなく、身近な人がゲートキーパーとしての役割を果たして支援することは、自殺を予防する上ではとても重要なことです。多くの町民がゲートキーパーの役割を理解し、身近な人に寄り添って支援できる環境を整備することが必要です。

(3) 女性の自立支援

全国的な傾向として、女性の自殺が増加しています。当町では、女性の自殺が顕著に多いという状況にはありませんが、現役世代に比べて高齢女性の自殺は男性よりも多い傾向にあります。独居に比べて同居の方の自殺が多いという現状も踏まえ、高齢女性が孤独・孤立状態に陥ることなく、人や社会との適切な接点を持ち続け、自立した生活を継続できるよう支援していく視点が必要です。

(4) 関係機関の連携強化

関係機関・団体へのヒアリングから明らかになった視点の1つが、関係機関における連携の難しさです。支援が必要な方の引継ぎや情報共有に関する事、各機関の役割分担、緊急時の連携体制、医療との連携など、連携に関する課題が多いのが現状です。町が中心的な役割を担い、各機関がお互いを理解し、顔の見える関係を構築し、いつでも適切に連携できるようにしていく必要があります。

1



基本理念

(1) 基本理念

ささえあい みとめあい わかちあい

自殺対策が目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。当町では、お互いに協力しあい、尊重しあい、共有できる蟹江町をめざし、「ささえあい みとめあい わかちあい」を基本理念として自殺対策を進めてきました。誰1人取り残さない社会の実現をめざすSDGsの考え方も踏まえながら、本計画においても「ささえあい みとめあい わかちあい」を基本理念とします。

(2) SDGs との関連

本計画は、持続可能な開発目標（以下「SDGs」）との関連性を意識し、目標の達成を目指していきます。誰1人取り残さないというSDGsの考え方は、本計画の趣旨と合致する部分が非常に多いと考えています。

本計画においては、下記の9つの目標との関連性を踏まえて進めます。





施策の体系

本計画の施策の体系は、以下の通りです。

【基本施策】

【施策】

基本施策1

生きることの
促進支援

- ①健康づくり活動への支援
- ②病気の早期発見・早期受診
- ③こころの健康づくりへの支援
- ④重層的な相談機会の充実
- ⑤自己肯定感を高める支援

基本施策2

すべての住民を
支える社会づくり

- ①関係機関の連携の強化
- ②ゲートキーパーの育成
- ③住民への啓発と周知
- ④経営者への支援
- ⑤社会参加への支援

基本施策3

こども・若者や
家族、高齢者への
支援

- ①児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- ②いじめ解消の支援
- ③こどもの貧困に対する支援
- ④子育て世帯への支援
- ⑤若者への支援
- ⑥家族への支援
- ⑦高齢者への支援
- ⑧女性への支援

基本施策4

自立生活への
支援

- ①生活困窮者の自立支援
- ②無職者・失業者の自立支援
- ③その他課題を抱える人たちへの支援



生きることの促進支援

基本施策の趣旨

自殺のリスクは、自己肯定感や信頼できる人間関係などの「生きることの促進要因」よりも、失業、多重債務、生活苦などの「生きることの阻害要因」（自殺のリスク要因）が大きくなった時に高まるとされています。そのため、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らすとともに、「生きることの促進要因」を増やす取組を行う必要があります。

当町の自殺対策においては、健康づくり、病気の早期発見と早期受診、こころの健康づくり、相談機会の充実、自己肯定感を高める支援により、生きることの促進要因を増やし、自殺の予防を図ります。

特に、相談機会の充実については、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、各種支援機関等と連携を図りながら利用可能な福祉サービスにつなげる体制を構築していく必要があります。

自殺対策の取組

①健康づくり活動への支援

事業名	事業内容	担当課等
健康増進事業（かにえ活き生きプラン 21）	「かにえ活き生きプラン 21」に基づいた事業を実施し、住民へからだところの健康についての周知、啓発を行う。	健康推進課 こども家庭課
成人保健（健康教育）	健康に関する教室を通し、住民の健康づくりを推進する。	健康推進課
介護予防教室	65歳以上を対象に、運動講座や栄養講座、口腔機能講座等を行う。これらの講座への参加を通じて、自分にあった運動を見つけ継続する事と、食生活改善や閉じこもり予防への意識付けを図る。参加者同士の交流の機会とする。	介護支援課 健康推進課
生きがい施策（長寿会への活動助成）	長寿会（60歳以上の住民が集まった団体）への活動費の助成を行い、60歳以上の高齢者の健康づくりや仲間づくりを推進する。	介護支援課 蟹江町社会福祉協議会

事業名	事業内容	担当課等
高齢者ふれあいサロン事業	高齢者が身近で気軽な集いを定期的開催する「高齢者ふれあいサロン事業」に対して開設・運営経費の助成を行う。	介護支援課
ふれあいいいききサロン活動助成事業	高齢者・障害者・子育て中の親子等地域の方を対象とし、家への閉じこもり防止や孤独感緩和、悩み事相談等、地域の中でつながりを持ち、生きがいづくりとなるサロン活動に対して助成を行う。	蟹江町社会福祉協議会
地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言する等、他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援する。	介護支援課
防災計画（地域防災計画）	防災対策において、保健所等と連携をとり、保健師等による避難所・地域への巡回健康相談の実施と、専門機関への適切な橋渡しを行う。	安心安全課 健康推進課
介護予防把握事業	後期高齢者の質問票等を活用し、心身の状態を確認・把握することで、健康づくりや状態に応じた支援につなげる。	介護支援課

②病気の早期発見・早期受診

事業名	事業内容	担当課等
成人保健（健康診査事業等）	健康診査結果や受診状況から個別対応し、重症化予防の支援を行う。	健康推進課
家庭訪問	健康問題を抱える当事者や家族等と対面し、問題の早期発見・早期対応を行う。	健康推進課
認知症初期集中支援チーム	認知症の人や、その疑いのある人、家族に対し、専門職が早期に関わり、かかりつけ医等との連携により早期に受診につなげる。また、ケアマネジャー等との連携により適切な支援につなげる。	介護支援課 地域包括支援センター

③こころの健康づくりへの支援

事業名	事業内容	担当課等
健康増進事業（かにえ 活き生きプラン 21）	かにえ活き生きプラン 21 の計画に基づいた事業を実施し、こころの健康についての周知、啓発を行う。	健康推進課
精神保健（自殺対策予 防）	「こころの体温計」による自己のメンタル状況把握の支援やこころの健康づくりの周知を図る。	健康推進課
母子保健（パパママ教 室等）	パパママ教室等を通じて、妊娠期や産後のこころの変化や家族のサポートについて理解を深める。また、ハイリスクの妊婦の把握に努める。	こども家庭課
母子保健（妊産婦健 診）	妊婦健診や、産婦健診でエジンバラ産後うつ病質問票を活用し、早期から必要な助言、指導により、リスク軽減を図る。また、関係機関と連携をとりながら必要な支援の継続を行う。	こども家庭課
産後ケア事業	心身の不調や家族の支援が十分に受けられない産婦に実施。心身のケアと育児不安を解消し、産後うつの発症を防ぐ。	こども家庭課
母子保健（養育支援訪 問）	育児困難を抱く養育者に対し、保健師、助産師、看護師、保育士が訪問し、育児不安の軽減や養育環境等の相談支援を行う。	こども家庭課
こころの教育	養護教諭やスクールカウンセラー、保健師や他職種との連携により、健康なこころづくりの授業や講演を行う。	教育課 健康推進課
避難所支援	避難所生活でのこころのケアや保健師による巡回健康相談を踏まえた避難所運営マニュアルを活用し、避難所運営訓練において保健師による巡回健康相談の訓練に参加する。	安心安全課 健康推進課

④重層的な相談機会の充実

事業名	事業内容	担当課等
住民への相談事業	住民の各種相談を受ける窓口として、必要なときは関係機関と連携を図る。	住民課
電話相談	電話で健康に関する相談を受け付け、相談内容により、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行う。	健康推進課 こども家庭課
民生委員児童委員の相談	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口となる。	住民課
女性相談	家庭生活や生活上の問題を抱える女性のための各種相談について、町が窓口となり、県へつなぐ。	こども家庭課
精神保健（こころの相談）	臨床心理士・精神保健福祉士によるこころの相談支援を行う。	健康推進課
障害者相談支援事業	障害児・者やその家族のための相談支援を実施する。必要性や希望に応じて当事者団体や家族会等の紹介を行い、集いの場を提供する。	保険医療課 蟹江町社会福祉協議会 愛厚弥富の里 かにえワークス 愛知県青い鳥医療療育センター 海部南部権利擁護センター
無料法律相談	弁護士による無料法律相談を実施する。	蟹江町社会福祉協議会
消費生活相談	近隣の市町村と共同で海部地域消費生活センターを設置し、消費生活相談や出張相談を実施する。	ふるさと振興課
専門家との消費生活相談	消費生活問題を抱える住民に対し、専門家への相談機会を提供する。	ふるさと振興課
公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付け、問題の解決を図る。	環境課
配偶者暴力（DV）相談	配偶者等からの暴力の相談について、町が窓口となり、県へつなぐ。	こども家庭課
子育て支援センターの運営	乳幼児のいる保護者を対象に、子育てに係る相談の場を設け、こどもと家庭に関する総合相談及び情報提供を行い、必要時専門機関と連携して支援を行う。	こども福祉課
母子保健（子育て相談等）	こどもの発育や発達について相談に応じることで、育児負担や不安感の軽減につなげる。また、必要時専門機関と連携して支援を行う。	こども家庭課

事業名	事業内容	担当課等
教育相談（いじめ含む）	こどもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員（心理士）が対面で相談を受ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	教育課
青少年問題相談	青少年の諸問題について相談を実施する。	生涯学習課
高齢者への総合相談支援	高齢者を対象に、介護、福祉や医療に関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携を図り、支援する。	介護支援課 地域包括支援センター
人権相談	差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な問題を抱えた方に対し、人権擁護委員と連携して支援を行う。	住民課

⑤自己肯定感を高める支援

事業名	事業内容	担当課等
生や性に関する授業	児童生徒に対し、年齢に合わせた生や性に関する授業を行い、命そのものや自分を大切にすることを高める。	教育課
アクティブ・ラーニング推進事業	児童生徒が主体的で対話的な深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う。	教育課
母子保健（事後相談、事後教室）	こどもの発達について相談に応じることで、育児負担や不安感の軽減を図り、必要に応じて関係機関と連携支援を行い、包括的支援を行う。	こども家庭課
生きがい施策（長寿会への活動助成）	長寿会（60歳以上の住民が集まった団体）への活動費の助成を行い、高齢者の生きがいづくりを推進する。	介護支援課





すべての住民を支える社会づくり

基本施策の趣旨

自殺のリスクは、誰の身の上にも起こりうる問題です。すべての住民が、自分事としての意識を持ち、互いに見守り合い、支え合っていく社会を実現することが必要です。そのため、様々な場面や機会を通じてゲートキーパーを育成していく等の取組が必要です。

一方、各種支援機関同士の連携強化も重要です。ヒアリング調査結果にみられるように、支援が必要な方の引継ぎや情報共有に関する事、各機関の役割分担、緊急時の連携体制、医療との連携など、連携に関する課題が多く指摘されています。各機関がお互いを理解し、顔の見える関係を構築できる取組等を進めていく必要があります。

自殺対策の取組

①関係機関の連携の強化

事業名	事業内容	担当課等
地域福祉計画・地域福祉活動計画策定事業	第2次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、地域共生社会実現に向け、体制整備を図る。	住民課 蟹江町社会福祉協議会
医療懇談会 健康づくり推進協議会 歯科地域医療懇談会	会議を通して、日ごろ住民との関わる機会の多い医師、歯科医師、薬剤師（会）等との連携を図る。	健康推進課
児童生徒の健康に関する打ち合わせ（小中学校養護教諭との会議）	学校や保健センターで実施している健康づくりの取組や課題等について情報共有し、連携支援を図る。	健康推進課 教育課
子育て連絡会議	子育て連絡会議を通し、自殺対策の情報共有、関係者同士の連携を深め、ケースの支援体制を整備する。	こども福祉課 こども家庭課 教育課
蟹江町要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な対応を図るため、関係機関が連携し、支援内容の協議を行い、対応する。	こども福祉課 こども家庭課 教育課

事業名	事業内容	担当課等
ケア会議	障害児・者の地域におけるニーズ、課題等について情報共有・協議を行いながら、支援体制の構築を図り、より良い支援につなげる。	保険医療課 こども家庭課 教育課 健康推進課 蟹江町社会福祉協議会 愛厚弥富の里 かにえワークス 海部南部権利擁護センター
地域ケア会議	高齢者等が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることを目指し、医療・介護等の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が協働し、支援体制を構築する。	介護支援課 地域包括支援センター
認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成し、地域での助け合いの人づくりを推進する。	介護支援課 地域包括支援センター
かにえまるごとサポートセンター運営	地域支え合いサポーター養成講座を開催し、ボランティアの取組により、地域での見守り・支え合い活動の支援を行う。	介護支援課 蟹江町社会福祉協議会
子育て支援センターの運営	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換の場を設け、こどもと家庭に関する総合相談及び情報提供を行い、必要時専門機関と連携して支援を行う。	こども福祉課
自殺対策推進会議	各課・関係機関が参画する自殺対策推進会議の開催を通じて、関係者同士のつながりを深めるとともに、各機関の連携のあり方について検討する。	健康推進課

②ゲートキーパーの育成

事業名	事業内容	担当課等
住民への相談事業	住民の各種相談に対し、必要に応じた関係機関と連携を図るため、相談対応を行う職員に研修を行う。	住民課
民生委員児童委員	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口となるため、民生委員児童委員への相談技法等の研修を行う。	住民課
母子保健（こんにちは赤ちゃん訪問・養育支援訪問）	ハイリスク者への対応や、関係機関へつなぐため、助産師・保健師・看護師・保育士等へのゲートキーパー研修を行う。	こども家庭課

事業名	事業内容	担当課等
ファミリー・サポート・センターの運営	子育てに関する悩みを持つ世帯の相談を受け、援助していくために、育児の援助を行いたい人へのゲートキーパー研修を行う。	こども福祉課
保育の実施(保育所・幼稚園等)	保育所・幼稚園等による保育・育児相談から関連機関と連携して支援できるよう、保育士へのゲートキーパー研修を行う。	こども福祉課
都市公園・地域公園等の管理に関する事務	公園の施設管理として巡回する際、ハイリスク者に気づき、関連機関につなぐために、公園管理者へのゲートキーパー研修を行う。	まちづくり推進課
不登校児童生徒支援事業	適応指導教室の指導員へのゲートキーパー研修を行う。	教育課
ゲートキーパーの養成	多くの住民が自殺対策を理解し、ゲートキーパーの役割を果たすことができるよう、住民を対象としたゲートキーパー研修等の機会を作る。	健康推進課
相談員への支援	各種相談支援機関の職員や相談員が、相談業務等を通じて様々な悩みを抱え込むことがないよう支援するとともに、相談員のこころの健康維持のための支援を行う。	健康推進課 各担当機関 各担当課

③住民への啓発と周知

事業名	事業内容	担当課等
広報「かにえ」発行事業	所管課から提供された自殺対策に対する啓発情報や相談窓口、各種事業に関する情報を広報誌で住民に提供する。	政策推進課
成人保健（健康教育、健康相談、介護予防教室）	教室を通し、住民への自殺対策の周知をする。また、相談により、家族や当事者の支援につなげていく。	健康推進課 介護支援課
「こころの体温計」の啓発カードの配布	自殺対策の周知のため、必要な方には「こころの体温計」の啓発カードを配布する。	消防課 健康推進課
男女共同参画推進事業	第2次蟹江町男女共同参画プランを推進するとともに、男女共同参画セミナーやパネル展等を開催する。	政策推進課
消費者啓発事業（消費出前講座）	町内会・長寿会等を対象とした、消費者出前講座を実施する。悪徳商法等による消費者被害を未然に防止し、地域住民の消費生活の安全と向上を図る。	ふるさと振興課
消費者啓発事業（若年層向けリーフレットの配布）	若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、若年層向けの学習資料を配布する。	ふるさと振興課

④経営者への支援

事業名	事業内容	担当課等
事業所経営安定化事業	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報を把握し、適切な支援先へとつなげる。	ふるさと振興課

⑤社会参加への支援

事業名	事業内容	担当課等
子育て支援センターの運営	乳幼児のいる保護者同士の交流の場を設ける。	こども福祉課
障害者相談支援事業	障害児・者やその家族に対し、必要や希望に応じて当事者団体や家族会等の紹介を行い、集いの場を提供する。	保険医療課 蟹江町社会福祉協議会 愛厚弥富の里 かにえワークス 愛知県青い鳥医療療育センター
生きがい施策(長寿会への活動助成)	長寿会(60歳以上の住民が集まった団体)への活動費の助成を行い、60歳以上の高齢者の仲間づくりや社会参加を推進する。	介護支援課 蟹江町社会福祉協議会
高齢者ふれあいサロン事業	高齢者が身近で気軽な集いを定期的に行う。開催する「高齢者ふれあいサロン事業」に対して開設・運営経費の助成を行う。	介護支援課
ふれあいいいきいきサロン活動助成事業	高齢者・障害者・子育て中の親子等地域の方を対象とし、家への閉じこもり防止や孤独感緩和、悩み事相談等、地域の中でつながりを持ち、生きがいづくりとなるサロン活動に対して助成を行う。	蟹江町社会福祉協議会
認知症カフェ	認知症のある方やその家族、認知症に関心のある人、介護従事者等、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設する。	介護支援課 地域包括支援センター
チームオレンジ	認知症のある方を含めて、誰もが役割を持ち、支え合える場所づくりを行う。	介護支援課 地域包括支援センター
ひきこもり支援	ひきこもる本人や家族に対し、関係機関と連携して支援を行う。	住民課 健康推進課 あいち福祉振興会
孤独・孤立対策	孤独・孤立の問題に関係機関と連携して支援を行う。	住民課 あいち福祉振興会



こども・若者や家族、高齢者への支援

基本施策の趣旨

こども・若者や家族、高齢者、女性など、様々な立場で様々な課題を抱えている人たちへの支援を充実していく必要があります。全国的な傾向として、小中校生の自殺が増加していること、女性の自殺が増加していること等を踏まえて、自殺対策を進めていく必要があります。

こどもについては、学校において命の大切さ・尊さを実感できる教育やSOSの出し方に関する教育等を実施し、社会で直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けていくことが大切です。その他にも、いじめやこどもの貧困などの問題を抱えるこどもや世帯への支援などが必要です。

また、女性については、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、様々な問題を抱えている人が増えているとされています。また、当町では、高齢女性の自殺が比較的多いため、そうした点も踏まえた支援の充実が必要です。

自殺対策の取組

①児童生徒のSOSの出し方に関する教育

事業名	事業内容	担当課等
キャリア・スタート・ウィーク事業	望ましい勤労観、職業観を育てるために、中学校で行われている職場実習体験を支援する。	教育課
アクティブ・ラーニング推進事業	児童生徒が主体的で対話的な深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う。	教育課
学校生活アンケート	学校生活に関するアンケートを実施し、必要時担任等と連携を図り、支援を行う。	教育課
こころの教育推進事業	全校生徒へ「SOSの出し方」や困ったときの対処法についての授業を行う。	教育課

②いじめ解消の支援

事業名	事業内容	担当課等
学級満足度調査	学級の満足度を調査し、児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業の改善を図る。	教育課
いじめ防止対策事業	フォーラムの開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	教育課
教育相談（いじめ含む）	こどもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、スクールカウンセラー（県からの派遣）が対面で相談を受ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	教育課

③こどもの貧困に対する支援

事業名	事業内容	担当課等
母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭等の自立支援について、町が窓口となり、県へつなぐ。	こども福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付について、町が窓口となり、県へつなぐ。	こども福祉課
母子生活支援施設措置費	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所について、町が窓口となり、県へつなぐ。	こども福祉課
就学に関する支援	経済的理由により就学困難な児童・生徒に対する給食費・学用品等の補助や、特別支援学級在籍者に対する就学奨励費の補助を行う。	教育課

④子育て世帯への支援

事業名	事業内容	担当課等
子育て支援センターの運営	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに関する相談の場を設け、こどもと家庭に関する総合相談及び情報提供を行い、必要時専門機関と連携して支援を行う。	こども福祉課

事業名	事業内容	担当課等
ファミリー・サポート・センターの運営	育児援助を受けたい人で行いたい人の会員を組織化し、子育て世帯への支援を行う。	こども福祉課
児童扶養手当支給	窓口での手続きや相談支援を行うと同時に、関係機関と連携して支援を行う。	こども福祉課
母子健康手帳の交付 妊産婦健康診査	母子健康手帳交付時の面接、妊産婦健康診査において、妊娠期から状況把握に努め、必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援の継続を行う。	こども家庭課
妊婦訪問	伴走型支援の一環として実施。妊娠7か月時のアンケートで希望する妊婦に実施。	こども家庭課
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師、助産師、看護師のいずれかが訪問し、育児相談や支援を行う。	こども家庭課
養育支援訪問	育児困難を抱く養育者に対し、保健師、助産師、看護師、保育士が訪問し、育児不安の軽減や養育環境等の相談支援を行う。	こども家庭課
各種相談、教室 乳幼児健康診査	こどもの発達や育児等の相談に応じることで、育児不安や負担感の軽減につなげる。また、必要に応じて関係機関とともに支援を行う。	こども家庭課
乳幼児健康診査未受診者追跡	未受診者の養育環境や、こどもの発育・発達状況を確認し、関係機関と連携を図り、必要な支援につなげる。	こども家庭課
一時保育事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労等の理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、養育・保護を一時的に行い、必要に応じて相談や関係機関と連携して支援を行う。	こども福祉課
学童保育事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育し、こどもとその家族を支援する。	こども福祉課
女性再就職に関する相談	出産・育児等で離職し、再就職に悩む女性に対し、あいち子育て女性再就職サポートセンターと共同で、出張相談業務を実施し、就労支援と社会参加の支援を推進する。	ふるさと振興課
就学に関する相談	特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	教育課

⑤若者への支援

事業名	事業内容	担当課等
若年者就職相談	15歳から49歳までの方を対象とし、津島地域若者サポートステーションと合同で、出張相談業務を実施することにより、若者の正規雇用や職場定着のための支援を行う。	ふるさと振興課

⑥家族への支援

事業名	事業内容	担当課等
ケアラズカフェ	介護者の交流の場を開設し、日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場・機会を提供する。	介護支援課 地域包括支援センター
認知症カフェ	認知症のある方やその家族、認知症に関心のある人、介護従事者等、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設する。	介護支援課 地域包括支援センター
障害者相談支援事業	関係事業所等と連携して、障害児・者に対し、適切な福祉サービスや資源を紹介し、サービスの調整を行い、家族の看護・介護の負担を軽減する支援を行う。	保険医療課 蟹江町社会福祉協議会 愛厚弥富の里 かにえワークス 愛知県青い鳥医療療育センター

⑦高齢者への支援

事業名	事業内容	担当課等
介護給付に関する支援	適切な介護保険サービスをコーディネートし、その人らしい自立した生活を送るための支援ができるよう介護保険の適正な運営を行う。	介護支援課
高齢者への総合相談事業	福祉や医療に関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携を図り、支援する。	介護支援課 地域包括支援センター
養護老人ホームへの入所	生活が困窮した高齢者に対し、生活の安定を図り、少しでも自立した生活を送ることができるよう支援する。	介護支援課
介護予防教室	65歳以上を対象に、運動講座や栄養講座、口腔機能講座等を行う。これらの講座への参加を通じて、自分にあった運動を見つけ継続する事と、食生活改善や閉じこもり予防への意識付けを図る。参加者同士の交流の機会とする。	介護支援課 健康推進課

事業名	事業内容	担当課等
権利擁護	成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図る。	介護支援課 地域包括支援センター 海部南部権利擁護センター

⑧女性への支援

事業名	事業内容	担当課等
女性のがん検診の推進	女性のがん検診受診率向上のため、受診券の個別送付やインターネット予約を周知し、子育て中の母親やひとり親へ情報発信する。 また、町の検診以外に受診機会が少ない国民健康保険加入の女性などに対し、検診の案内を複数回行うことで、新たな受診につなげ、受診率を向上させる。	健康推進課
パパママ教室への参加促進	夫婦が協力して子育てを行えるよう、母子健康手帳交付時にパパママ教室を勧奨し、情報提供を行う。 また、夫婦が仕事と育児の両方について共に考えていくことができるよう、助言・指導する。	こども家庭課
がん患者アピアランスケア支援事業	がん患者の心理的及び経済的負担を軽減するため、がん治療による外見変貌を補完するウィッグや乳房補整具の購入費の一部を助成する。	健康推進課
出産・子育て応援事業（伴走型相談支援）	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で必要な支援につなぐことにより、孤立感や不安感を取り除き、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援する。	こども家庭課



自立生活への支援

基本施策の趣旨

当町の自殺者の半数は無職者であること、失業をきっかけとする自殺が見られること等から、生活困窮者への支援が必要です。当町では、各種の相談や給付事業等により生活困窮者の自立支援を行っています。

また、犯罪被害者や交通事故の被害者・加害者等、地域には様々な問題を抱えながら生活を送っている人がいます。このような人たちも、自殺のリスクと結びつく可能性があるため、不安や悩みの軽減や他の関係機関へとつなげる相談支援等を実施し、自殺を予防する必要があります。

自殺対策の取組

①生活困窮者の自立支援

事業名	事業内容	担当課等
消費生活相談	消費生活問題に関する相談支援や情報提供を行い、関係機関と連携して抱えている問題の把握と対応を実施する。	ふるさと振興課
専門家との消費生活相談	消費生活問題を抱える住民に対し、専門家への相談機会を提供する。	ふるさと振興課
水道料金徴収業務	料金滞納状況から生活に困窮している者を把握し、関係機関と連携して支援を行う。	水道課
徴収の緩和制度としての納税相談	納税に関する相談から生活に困窮している者を把握し、関係機関と連携して支援を行う。	税務課
国民健康保険税の納税相談	滞納者の窓口来庁時に、経済状況や生活状況を聞き取り、相談を行う。	保険医療課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に対応して支援プランを作成し、関係機関との連携により就労支援等を実施する。	住民課
生活困窮者への住居確保給付金事業	離職者等で、所得等が一定水準以下の者に、有期で家賃相当額を支給する。	住民課
生活困窮者への一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対して、一定期間宿泊場所や食事等を提供する。	住民課

事業名	事業内容	担当課等
生活福祉資金貸付制度	低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、必要に応じた資金貸付を行う。	蟹江町社会福祉協議会
多重債務相談	返しきれない借金に関する問題や消費者金融等から多額の借金をして返済に困っている方に専門家への相談機会を提供する。	住民課 ふるさと振興課

②無職者・失業者の自立支援

事業名	事業内容	担当課等
生活保護施行に関する事務	生活保護利用者に対し各種相談・支援提供をする。	住民課

③その他課題を抱える人たちへの支援

事業名	事業内容	担当課等
犯罪被害者支援事業	犯罪被害者等の視点に立ち、一日も早くその心身が回復され、平穏な生活に戻ることができるよう警察等関係機関と連携し、支援を実施していく。	住民課
交通安全対策に関する事務	警察等関係機関と連携し、交通事故に関する相談や交通事故防止対策を実施していく。	安心安全課
公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付け、問題の解決を図る。	環境課
配偶者暴力（DV）相談	配偶者等からの暴力の相談について、町が窓口となり、県へつなぐ。	こども家庭課
CPA（心肺停止）事後検証	関係者からの供述を元に、救急事案の活動報告書を作成し自損行為の詳細を記録するとともに、自損に至った原因及び自損の種別を分類し、今後の対応について職員間でのフィードバックを実施する。	消防課
再犯防止対策事業	犯罪をした人等が、犯罪や非行を繰り返すことなく、円滑な社会復帰ができるよう支援する。	住民課

1

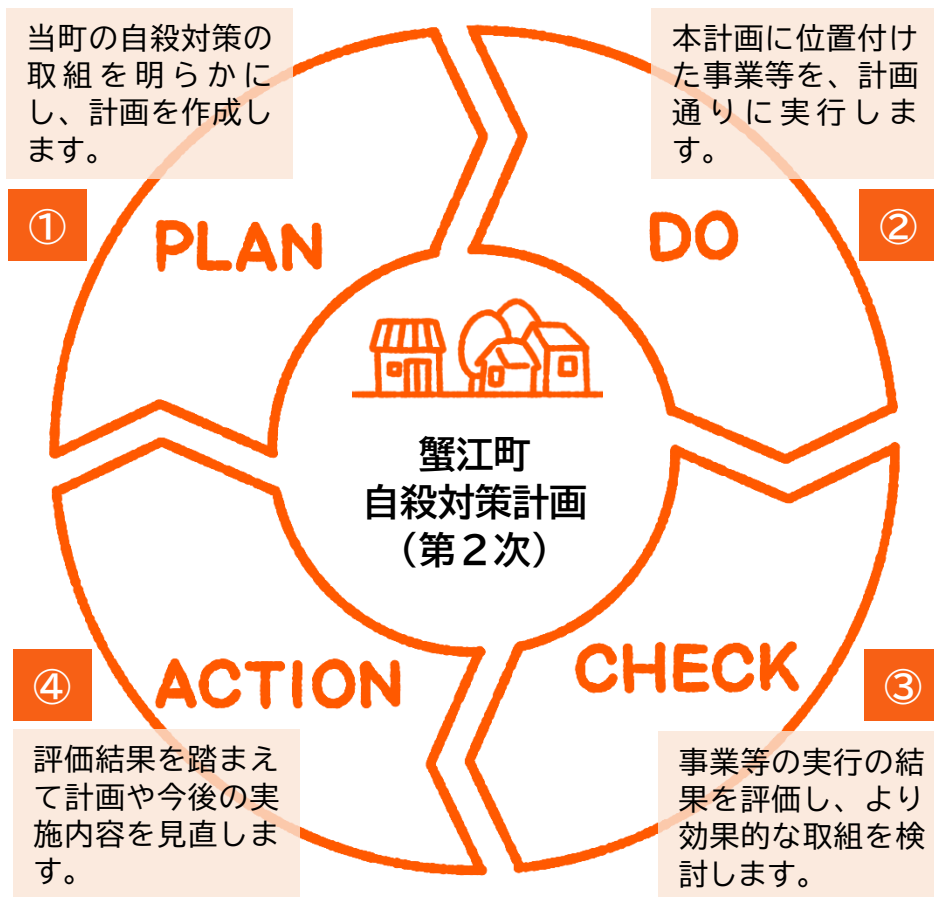
第4章 自殺対策の推進体制等



計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、町が主体となり、国・県・近隣市町村との連携を図るとともに、保健・医療・福祉・教育・労働等幅広い分野の関係機関・団体や行政、住民等との効果的な連携・協働により自殺対策を推進していきます。

町の自殺対策計画が、関係各課及び関係機関・団体等と連携し効果的に実施されているかを把握し、PDCA サイクルにより進行管理を行います。



2

第4章 自殺対策の推進体制等



自殺対策の取組目標

本計画に基づく、自殺対策の主な施策分野別の取組については、以下のように実施目標を掲げて進捗管理を行います。

また、第3章に記載した自殺対策の取組については、各課の実施状況を毎年評価・検証します。

主な施策分野	指標の内容		2023年 (実績)	2028年 (中間目標)	2033年 (最終実績)
健康づくり活動／ 高齢者への支援	サロンの助 成団体数	介護支援課	9団体	増加	増加
		蟹江町社会 福祉協議会	18団体		
こころの健康 づくり	こころの健康づくり講演会		1回／年	1回／年	1回／年
	長寿会やサロンでの健康教育実施		全ての場で 実施	全ての場で 実施	全ての場で 実施
	商工会や町内企業等での健康教育やメンタルヘルスチェックの実施		1回／年	1回／年	1回／年
ネットワーク強化	自殺対策推進会議		1回／年	1回／年	1回／年
	蟹江町健康づくり推進協議会				
	医療懇談会				
人材育成	ゲートキーパー研修の実施 (住民、職員、関係機関対象)		1回／年	1回／年	1回／年
	ゲートキーパー研修参加者アンケートによる、「自殺対策に対する理解度が深まった」人		80%	70%以上	80%以上
住民への啓発と 周知	広報誌・ホームページでの啓発(9月と3月に実施)		2回／年	2回／年	2回／年
	啓発グッズの配布		毎年実施	毎年実施	毎年実施
住民への啓発と 周知	こころの体温計総アクセス数		4,821件／年 (11月末時点)	増加	増加
子育て世帯への 支援	子育て家庭を包括的に支援する体制の構築		—	構築	構築
児童生徒	養護教諭との連携会議		1回／年	1回／年	1回／年



自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二條 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三條 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四條 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五條 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2

資料編



自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づき「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

- 現行：令和4年10月14日閣議決定
- 第3次：平成29年7月25日閣議決定
- 第2次：平成24年8月28日閣議決定
- 第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との運動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に見出し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーストロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
 - ・性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含め、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」 〈第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要〉

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やアッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3



蟹江町健康づくり推進協議会設置要綱

昭和 54 年 4 月 26 日

要綱第 2 号

(設置)

第 1 条 町長の諮問に応じ、健康づくりに関する重要事項（他の附属機関の所掌事務に属する事項を除く。）について審議企画するため、蟹江町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係団体の代表者
- (3) 地区衛生組織の代表者
- (4) 地区団体及び事業の代表者
- (5) 関係行政機関の職員

2 前項第 1 号から第 4 号までの者のうちから委嘱された委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会においては、会長が議長となる。
- 3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 4 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 歯科保健事業に係る在宅療養者訪問歯科事業を企画・審議するため協議会に次の部会を置く。

蟹江町在宅要介護者歯科保健推進部会

- 2 部会は、第 3 条に規定する委員のうちから、町長が任命する者で構成する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

2 この協議会の事務は、民生部健康推進課が担当する。

附 則

この要綱は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則（昭和55年要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

附 則（平成4年要綱第17号）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年要綱第4号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年要綱第14号）

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。



蟹江町健康づくり推進協議会委員名簿

(順不同)

役名	氏名	職名
会長	石原 裕介	総務民生常任委員長
委員	水野 智見	議会議長
委員	増田 健太郎	医師会代表
委員	山田 新一	医師会代表
委員	横井 友一	歯科医師会代表
委員	伊藤 裕成	薬剤師会代表
委員	山田 和己	柔道整復、ハリ、キユウ、マッサ ージ師代表
委員	森田 欣一	教育長職務代理者
委員	伊藤 和香菜	新蟹江小PTA会長
委員	岸 幸雄	スポーツ協会会長
委員	加藤 浩	囑託員会会長
委員	加藤 勝博	長寿会連合会会長
委員	山田 久子	婦人会会長
委員	近藤 良伸	津島保健所長
委員	飯田 裕子	新蟹江小学校長

蟹江町自殺対策計画 (第2次)

発行年月 令和6年3月

編集：発行 蟹江町民生部健康推進課（蟹江町保健センター）

愛知県海部郡蟹江町西之森七丁目 65 番地

TEL:0567-96-5711 FAX:0567-96-5251